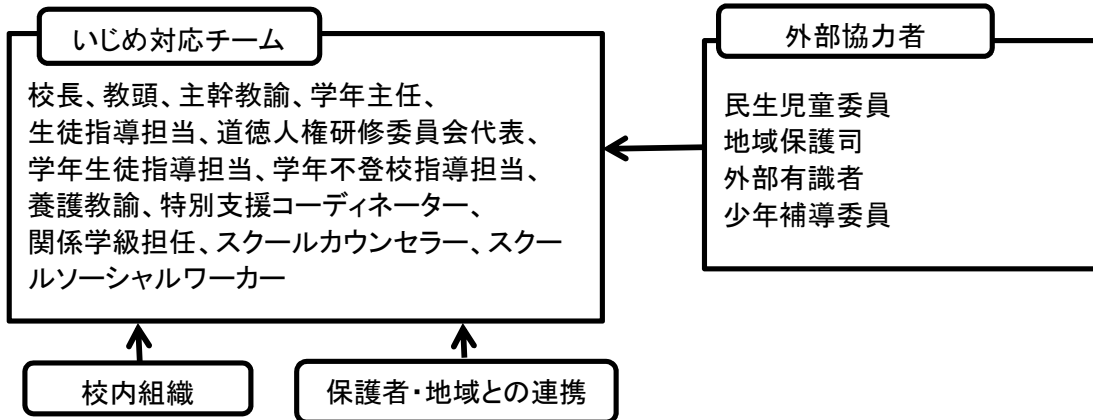


- 1 「いじめは絶対に許さない」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。
(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談(ホウレンソウ)を確実にやり、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、けんかやふざけあいであっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめか否かを判断する。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、生徒の実態に即し



管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場環境
- ・保護者、地域との連携

いじめ対応チーム

- ・生徒に対する指導体制・対応策方針の決定
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修会の企画、実施
- ・アンケート結果、報告等情報の整理
- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断

早期発見

- 情報収集
 - ・教職員(養護教諭)の見守りによる気づき
 - ・生徒・保護者・地域からの情報
 - ・登校指導
 - ・アンケートの実施
 - ・教育相談の実施
- 相談体制の確立
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
- 情報の共有
 - ・「報告・連絡・相談」の徹底
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・次年度への申し送り事項の周知

未然防止

- 学習指導の充実
 - ・学習における規律作り
 - ・学びに向かう集団作り
 - ・意欲的に取り組む授業研究
 - ・各生徒への学習支援
- 特別活動の充実
 - ・学級活動の充実
 - ・ボランティア活動への積極的な参加
 - ・清掃活動への積極的な参加
- 教育相談の充実
 - ・教育相談の定期開催
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
- 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
- 情報教育の充実
 - ・情報モラルの指導
 - ・情報モラル教室の開催
- 保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知